

# 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正」 に対するパブリック・コメントの実施結果について

山口県では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正に対するパブリック・コメントについて、県民の皆様から提出されたご意見及び県警察の考え方をとりまとめましたので公表します。

## 1 意見の募集期間

平成28年10月3日（月）から平成28年11月2日（水）までの間

## 2 提出者数

81人

（内訳）窓口提出61人、電子メール14人、FAX4人、郵送2人

## 3 提出意見の要旨及び意見に対する県警察の考え方

### 【賛成意見】～76件

意見の要旨	県警察の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風俗環境の保持や少年の健全育成、防犯の観点から条例改正が必要である。</li> <li>○ 開店待ちの客の姿を子供に見せたくない。</li> <li>○ 事故等防止のためにも通学時間帯の営業はやめてほしい。</li> <li>○ 近隣住民は夜間のネオンに迷惑していると思う。</li> <li>○ 夜間、人がうろついたり、騒音で迷惑しており、すぐに規制してほしい。</li> <li>○ 午前0時までの営業は避けた方がいい。</li> <li>○ 節電のためにも条例改正は必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 早朝や夜間遅い時間帯における営業が、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺居住者の生活環境（騒音や照明等による睡眠妨害等）</li> <li>・ 夜間・深夜時間帯における犯罪の発生</li> </ul>               などに影響を及ぼすこととなり、風俗環境を害したり、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるため、年間を通じ、営業時間を午前9時から午後11時までに制限することとしました。             </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 営業時間は午前10時から午後10時までが好ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 条例改正の参考とさせていただきました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過度な競争やのめり込み防止のためにも規制すべきと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 営業時間の制限で、すべての問題が解決できるものではありませんが、有効な対策と考えます。</li> </ul>

### 【反対】～5件

意見の要旨	県警察の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ぱちんこ店は近隣の住民から苦情を聞くこ</li> <li>○ とは、近住の民への影響に、ついでには、24時間営業の店があ</li> <li>○ り、今営業時間</li> <li>○ 現状、少</li> <li>○ 漁業者等、就</li> <li>○ い地域の特</li> <li>業時間を規制しては</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 風俗環境を害したり、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるとの意見を重視し、条例改正することとしました。</li> </ul>